



令和8年四国中央市成人式

日時 令和8年1月4日(日)

13時開会(受付12時)

場所 しこちゅくホール

※乗り合わせてお越しください

※会場の敷地内に個人的な掲示物は設置できません

対象者

平成17年4月2日

平成18年4月1日生まれ

※対象者には、11月中旬に案内状を送付します。市外に住居がある方は、

生涯学習課までご連絡ください

問い合わせ先

生涯学習課 28・6046

ビデオ通話で偽の身分証を提示 捜査機関を名乗る電話に注意

スマートフォンでのビデオ通話で警察官や検察官を名乗り、偽の身分証で信用させた上で金銭や個人情報などをだまし取る詐欺が確認されています。**捜査機関が個人のスマートフォンに突然ビデオ通話をすることはありません。**不審な電話やビデオ通話を受けたときは、一度電話を切って警察署にご相談ください。

問い合わせ先

四国中央警察署 24・0110

市民くらしの相談室

28・6143

ご結婚1周年おめでとうございます 紙婚式の記念品をプレゼント!

記念品

- ・水引細工付きのフォトフレーム
- ・市内登録店で使用できるペアディナーチケット
(使用期間 11/22 ~ 令和8年2/28)

対象者

 次の全てに該当

- ・令和6年度中に婚姻した夫婦
- ・令和7年11月1日時点でどちらかが市内在住

受付期間

 11/4(火) ~ 令和8年1/30(金)

子ども家庭課にある申込書に戸籍謄本(11/1以降発行)を添えて提出してください。

※申込書はホームページからもダウンロードできます▶



子ども家庭課 28-6027

3次募集開始

LED防犯灯設置事業費補助金

自治会などがLED防犯灯を新設または更新するときの費用を補助します。

補助額

 1基につき最大15,000円

※設置費用の3分の2以内

※申請総額が予算額を超えたときは、補助額から減額

申請上限数

 1団体につき5基(年間を通じて8基)

受付期間

 11/4(火) ~ 11/28(金)

市民くらしの相談室または川之江・土居窓口センターにある申請書に、工事費見積書、位置図、振込先口座の預金通帳の写しを添えて提出してください。

※必ず**設置前**に申請してください

※申請書はホームページからもダウンロードできます▶



市民くらしの相談室 28-6143

ごみの収集をお休みします

ごみは家庭で保管し、ごみ集積所に出さないようにしましょう。

川之江・土居・新宮地域

10/14(火)・15(水)

市内全域

10/22(水)・23(木)

クリーンセンターのお休み

10/23(木)

生活環境課 28-6015



ごみ収集・クリーンセンターの年間休業日はこちら▼



加齢性難聴の方の 補聴器購入を助成します



加齢で聴力が低下し、コミュニケーションが取りづらくなった方を対象に、補聴器の購入費用を助成します。

対象者

 次の全てに該当する65歳以上の方

- ・市内に住所がある
- ・自宅で生活している
- ・聴覚障害に係る身体障害者手帳を持っていない
- ・両耳の聴力レベルが40デシベル以上70デシベル未満
- ・耳鼻咽喉科の医師から補聴器の必要性を認められている
- ・市民税所得割非課税世帯
- ・市税などを滞納していない
- ・他の助成制度で補聴器を購入していない

助成額

 最大3万円(購入費用の1/2以内)

受付開始

 10/1(水) ~

※必ず**購入前**に長寿支援課までご相談ください

詳しくはこちら▶



長寿支援課 28-6024

国民年金の手続きをお忘れなく

国民年金の加入や変更などの手続きを忘れると、年金が減額されたり、受け取れなくなったりします。

対象 20歳以上60歳未満の
 ・ 会社を退職した方
 ・ 配偶者の退職や離婚などで、扶養から外れた方

申込先 各窓口センター
問い合わせ先 各窓口センター
 市民窓口センター 28・6018



国土交通省 全国道路・街路交通情勢調査 回答にご協力ください

対象 自動車を保有する人・事業者
 ※無作為に抽出された方に、調査票が届きます
問い合わせ先 詳しくはこちら
 サポートセンター 0120-901-966



固定資産課税台帳の変更をお忘れなく

次のようなときは、固定資産課税台帳を変更する必要があります。税務課までご連絡ください。

・ 家屋を取り壊したとき
 ・ 家屋を新築または増築したとき
 ・ 土地の使用状況が変わったとき

問い合わせ先 税務課 28・6205

事業者の皆さまへ 労働保険料の納付をお忘れなく

10月31日は、労災保険料と雇用保険料の第2期分の納付期限です。納付書が届いたら、最寄りの金融機関で納付してください。

問い合わせ先 愛媛労働局 089-935-5202

頼れるまちの法律家 行政書士無料相談会



10/31 (金) 10:00~15:00
中之庄公民館
 相続や遺言、農地転用などの悩みに専門家がお応えします。
募 10/28 (火) まで
 電話または2次元コードから申し込み。



県行政書士会四国中央支部
 74-8755

司法書士 土地家屋調査士 無料相談会 (予約者優先)



11/14 (金) 10:00~15:00
金生公民館
 登記や相続、遺言、境界などの悩みに専門家がお応えします。
募 11/13 (木) まで
 電話または2次元コードから申し込み。



県土地家屋調査士会四国中央支部
 58-8882

消防団員 募集中!



DAN 団 DAN 談!

教えて消防団のこと
新宮分団第5部 大廣将也さん
 観光サービス業

地域おこし協力隊の任期も終わりが見え、このまま定住するかどうか決めかねていました。そんな時に地域の方に声を掛けていただいて、入団と定住を決めました。

主な活動は、月に一度の例会における機器の点検やミーティングです。新宮の春の風物詩である「山焼き」の際は、計画区域を越えて燃え広がらないように、放水しながら炎をコントロールすることも、この地域の消防団の重要な役割です。これからも「ホーム」新宮を公私で盛り上げていきます。

老朽化で倒壊の恐れがある 空き家の解体費用を補助します



対象物件 個人が所有する住宅または併用住宅のうち、次の条件を全て満たすもの

- ・ 長期にわたり使用されていない
- ・ 腐朽や破損などが基準を満たす
- ・ 倒壊すると災害時に避難を妨げる恐れがある

※一部対象にならない地域があります。詳しくはお問い合わせください

対象者 対象物件の所有者など
補助額 最大80万円 (補助対象経費の4/5以内)
 ※一定の資格を有する市内業者が請け負う工事に限ります
 ※取り壊し後の整地工事や地下埋設物の除却、家財道具の処分にかかる費用は対象外です

受付期間 事前調査申し込み
10/10 (金) ~ 10/24 (金)
 建築住宅課にある事前調査申込書を郵送または持参してください。

※申込書はホームページからもダウンロードできます▶



建築住宅課空家等対策室 28-6183
 〒799-0413 中曽根町500

ゲームを通じて異文化体験 SIFAハロウィンパーティー

日時 10月26日(日)

① ジャック・オ・ランタン作り
14時〜14時30分

② ハロウィンパーティー
15時〜16時30分

場所 市役所市民交流棟

参加費 当日受付で支払い

① 1000円

② 一般 400円(当日600円)
会員 200円(当日300円)

受付期間

10月11日(土)〜10月20日(月)

電話、メール、またはSIFAホームページでお申し込みください。

※①は先着10組、②は当日申し込み可

申し込み・問い合わせ先

市国際交流協会

28・6014

sifa@city.shikokuchuo.ehime.jp



要申込

はじめよう！ボランティア 傾聴ボランティア養成講座

「相手の立場になって聴く力」を
養いませんか。

日時 全3回

11月5日(水)、11月12日(水)、
11月19日(水)

13時〜15時30分

場所 市役所市民交流棟2階

講師 加地初美(産業カウンセラー)

定員 20人程度

申込期限 10月30日(木)

電話でお申し込みください。

※応募者多数の場合は責任抽選

申し込み・問い合わせ先

地域振興課

ボランティア市民活動センター

28・6039



要申込

¥0 FREE

土居文化会館(ユーホール) 生きがい講座受講生募集!

講座名 楽しい着付け講座(後期)
対象 18歳以上

※着物など、着付けに必要な物を持つ
ている方

日時 全15回

11月5日(水)〜3月

10時〜11時30分

講師 岸照子(岸照子きもの教室)

定員 6人

受講料 1500円

※別途衣紋抜き代400円

申込期限 10月23日(木)

電話またはファクスでお申し込み
ください。

※応募者多数の場合は、未受講者を優
先して責任抽選。結果は全員に通知

申し込み・問い合わせ先

ユーホール 28・6353

(ファクス) 28・6388



平和を守り 未来をつくる
自衛官候補生募集中!

5次募集

募 10/16(木)まで

詳しくはこちら▶



自衛官職業説明会

10/10(金) 17:30~19:30

市役所市民交流棟1階多目的室

予約不要!何でもご相談ください。

自衛隊新居浜出張所 0897-32-5396

市民活動に興味がある方なら誰でもOK ボランティア市民活動交流会

10/25(土)

13:30~15:00(受付13:00~)

市役所市民交流棟2階

さまざまな分野でボランテ
ィア活動をする人たちとお話し
しませんか?



¥0 FREE



要申込

定 100人 募 10/17(金)まで

地域振興課ボランティア市民活動センター
28-6039

事業者の皆さまへ 最低賃金が改定されます

12月1日から

時間額 **1,033円**

県内全ての労働者に適用
されます。詳しくはこちら▶



愛媛労働局 089-935-5205
新居浜労働基準監督署 0897-37-0151

事業者の皆さまへ 建設業退職金共済制度

国が作った建設業の退職金制度で
す。ぜひご加入ください。

- ・掛金を国が助成
- ・加入企業間で引き継げる
- ・掛金は損金(経費)扱い
- ・掛金の電子納付OK

詳しくはこちら▶



建設業退職金共済事業本部
03-6731-2866

事業者の皆さまへ 中小企業退職金共済制度

国が作った中小企業の退職金制度
です。ぜひご加入ください。

- ・掛金を国が助成
- ・掛金は全額非課税で手数料不要
- ・パートさんも加入OK
- ・人材の定着につながる

詳しくはこちら▶



中小企業退職金共済事業本部
03-6907-1234

10月は個別労働紛争処理制度周知月間 仕事のモヤモヤ まず相談

賃金未払い、パワハラ、突然
の解雇など、労使間のトラブ
ル解決をサポートします。



¥0 FREE

専門相談(要予約)

10/10(金)・24(金)

14:30~

夜間電話相談(周知月間中)

毎週水曜日 17:15~20:00

県労働委員会事務局 089-912-2996

詳しくは
こちら▼



寒川地区文化祭

日 11/8 (土)・9 (日) 10:00 ~
 ※11/8 (前日祭) は12:00~
場 寒川小学校 (11/8)、寒川公民館 (11/9)
内 作品展、バザーなど
問 寒川公民館 28-6066

金田地区敬老会

日 10/19 (日) 10:00 ~
場 金田公民館
内 式典、催し物
問 金田公民館 28-6251



小富士公民館祭 ふれあい祭

日 11/2 (日) 10:00 ~
場 小富士小学校グラウンド・体育館
内 作品展 (応募期限 10/17)、バザー、催し物など
問 小富士公民館 28-6359

スカッシュバレー大会

日 10/25 (土) 8:30 ~
場 松柏小学校体育館
申 電話で申し込み
 ※1チーム3人以上
問 松柏公民館 28-6062



川之江ふれあいまつり

日 11/9 (日) 10:00 ~
場 川之江ふれあい交流センター
内 作品展、バザーなど
問 川之江ふれあい交流センター 28-6247

土居公民館祭

日 11/2 (日) 9:00 ~
場 土居公民館周辺
内 作品展、演芸、バザー、くじ引き大会など
問 土居公民館 28-6358



サンサンフェスティバル

日 11/2 (日) 10:00 ~
場 三島公民館周辺
内 青柳美扇さんと書道体験、ステージイベント、作品展など
問 三島公民館 28-6063



上分町内文化祭

日 10/25 (土)・26 (日) 9:00 ~
場 上分公民館、上分小学校体育館
内 作品展 (両日)、芸能発表会と抽選会 (10/26)
問 上分公民館 28-6248

一絃琴演奏会

日 10/26 (日) 13:30 ~
場 関川公民館
内 伝統楽器「一絃琴」や箏、篠笛の演奏
問 関川公民館 28-6363



中曽根文化祭

日 10/30 (木) ~11/2 (日) 9:00 ~
場 中曽根公民館
内 作品展 (一般の作品展示は11/1~)、バザーなど
問 中曽根公民館 28-6061

妻鳥芸能文化祭

日 11/1 (土)・2 (日) 9:00 ~
場 妻鳥公民館
内 作品展 (両日)、芸能発表会やバザーなど (11/2)
問 妻鳥公民館 28-6250

「人権」という言葉を聞いて、どのようなことを思い浮かべますか。「堅苦しくて難しそう」、「詳しくは分からないけれど、大切なもの」、あるいは「自分には関係ないこと」といったイメージを持つかもしれません。しかし、人権問題は決して他人事ではありません。「人権」とは、全ての人が生まれながらに持っている、人として幸せに生きるための権利であり、私たちの日々の生活を支える、とても身近で重要なものです。例えば、安心して学校や職場で過ごせること、誰かに理不尽な扱いを受けたときに声を上げられる環境があること。これら全てが、私たち一人ひとりに保障された人権によって支えられています。

他人事ではなく 自分のことだったら



人権施策課 28-6073

自分らしさを尊重し、自由に生きること。そして、お互いの違いを認め合い、尊重し合える社会を築くこと。それは決して難しいことではありません。「日々のふとした瞬間に、他者の立場や価値観に思いを巡らせる」、「無意識にしている言動が誰かを傷つけていないか考える」。それだけでも私たちの社会は、少しずつ変わっていくかもしれません。お互いの人権を尊重する社会を実現するために大切なのは、身近で起きている人権問題から目をそらさず、「自分だったらどうするか」、「自分のできることは何か」を、一度立ち止まって考えてみることでないでしょうか。その小さな気付きや行動が、誰かの未来を変える大きな一歩になる可能性があるのです。

予約不要 秘密厳守
人権相談実施中

¥0
 FREE

平日 9:00~16:00

差別や虐待、ハラスメント、インターネット上の誹謗中傷など、さまざまな人権問題について、法務局職員や人権擁護委員が相談をお受けします。

松山地方法務局四国中央支局
 23-2407